令和４年６月９日

各　保　護　者　様

加　東　市　教　育　委　員　会
加東市立東条学園小中学校長

学校生活における児童生徒のマスクの着用について

保護者の皆様におかれましては、日々お子さまの健康観察等に対して、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国において、5 月 23 日政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、活動例（裏面）が示されたところです。

つきましては、児童生徒のマスクの着用について、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、今後、本市の感染拡大の状況、人流抑制の対策強化等、新たな事情が生じた場合は、別途お知らせします。

記

１　マスクの着用が必要な場合

【屋内】・他者と身体的距離（２ｍ以上を目安）がとれない場合
・他者と身体的距離がとれるが、会話を行う場合
※普通教室で２ｍ以上の距離を確保した場合、入室可能な児童生徒数は最大２０名程度で、教育課程の編成上、マスクをはずしての授業等が困難なことをご理解ください。

【屋外】・他者と距離がとれず会話を行う場合

※ 様々な理由から、マスク着用を希望する児童生徒への配慮は継続します。

２　<u>マスクの着用が不要な場合</u>

・十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合
・登下校時（その際、会話を控えるよう指導します。）
・体育の授業
・休憩時間における運動遊び（例：鬼ごっこ等密にならない外遊び）や屋外で会話をほとんど行わないことが予想される教育活動
・部活動（ただし、部活動の実施にあたっては、各競技団体等が作成するガイドラインも踏まえ対応します。また、更衣室の利用時や集団での飲食や移動時等については、マスクの着用を含めた感染対策を引き続き行います。）
・気温や湿度、暑さ指数（WBGT）が高い夏場においては、熱中症対策を優先します。